

令和5年度 公文書開示状況（令和6年1月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
31	R6. 1. 16	R6. 1. 30	薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年１２月５日から令和６年１月１５日までに、新規に開設を許可した施設 薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所）（令和５年１２月５日から令和６年１月１５日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設		1													保健医療局 保健政策部 保健政策課	
32	R6. 1. 17	R6. 1. 30	診療所台帳及び歯科診療所台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年１１月１日から令和５年１２月３１日までに新規に開設の届出を受けている施設		1													保健医療局 保健政策部 保健政策課	
33	R6. 1. 17	R6. 1. 30	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年１１月１日から令和５年１２月３１日までに新規に営業を確認した施設		1													保健医療局 保健政策部 保健政策課	
34	R6. 1. 23	R6. 1. 30	食品関係営業台帳（多摩府中保健所管内における、令和６年１月２３日現在、武蔵野市〇〇で営業している飲食店の①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④営業者氏名、⑤業種、⑥許可年月日）	1	1													保健医療局多 摩府中保健所 企画調整課	
35	R6. 1. 23	R6. 1. 31	南多摩保健所管内の食品関係営業台帳のうち、令和6年1月23日現在「飲食店営業（自動販売機）」、「喫茶店営業（自動販売機）」及び「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」の許可をしている施設並びに「コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）」の届出を受けている施設に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④営業者氏名、⑤法人住所、⑥法人電話番号、⑦代表者氏名、⑧営業の種類に限る。ただし、⑤⑥及び⑦は営業者が法人の場合に限るものとし、廃業は除く。		1													保健医療局南 多摩保健所企 画調整課	
36	R6. 1. 5	R6. 1. 11	医療法人社団〇〇の最新の役員名簿					1									対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医 療政策部医療 安全課	
37	R6. 1. 12	R6. 1. 15	医療法人社団〇〇の令和元年度の事業報告書。	6	1													保健医療局医 療政策部医療 安全課	
38	R5. 11. 21	R6. 1. 23	医療法人〇〇の設立時から現在までの定款	24		1						1						保健医療局医 療政策部医療 安全課	
39	R6. 1. 12	R6. 1. 25	医療法人社団〇〇から△△への定款変更認可申請書類一式	41		1					1	1	1		1			保健医療局医 療政策部医療 安全課	
40	R6. 1. 26	R6. 1. 30	医療法人〇〇の設立時から現在までの定款変更の経緯のリスト	1	1													保健医療局医 療政策部医療 安全課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
41	R5. 10. 16	R6. 1. 12	(1) 平成30年度 PFOS・PFOAの検査結果 (2) 令和元年度 飲用井戸等 (要検討項目) (3) 令和 2 年度 飲用井戸等 PFOS及びPFOA (4) 令和 3 年度 飲用井戸等 PFOS及びPFOA、PFHxS結果 (5) 令和 4 年度 飲用井戸等 PFOS及びPFOA、PFHxS結果 (6) 令和4年度飲用井戸等の水質実態調査の実施について (依頼) (7) 検体送付書 (8) 令和4年度飲用井戸等の水質実態調査の結果について (通知) (9) 令和 5 年度専用水道P F O S、P F O A、P F H x S 結果 (10) 令和 5 年度専用水道における水質実態調査の実施について (11) 令和 5 年度専用水道における水質実態調査の実施について (12) 令和 5 年度専用水道における水質実態調査の実施について (13) 令和 5 年度専用水道における水質実態調査の実施について (14) 令和 5 年度専用水道における水質実態調査の実施について (15) 令和 5 年度専用水道における水質実態調査の実施について (16) 令和 5 年度専用水道における水質実態調査結果について (17) 令和 5 年度専用水道における水質実態調査の結果について (18) 令和 5 年度 専用水道における水質実態調査の結果について (通知) (19) 令和 5 年度 専用水道における水質実態調査結果の通知について (20) 令和 5 年度専用水道における水質実態調査の結果について (21) 令和 5 年度 専用水道における水質実態調査の結果について (22) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 6 月 6 日作成) (23) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 7 月 7 日作成) (24) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 7 月12日作成) (25) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 7 月13日作成) (26) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 7 月21日作成) (27) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 8 月29日作成) (28) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 9 月14日作成) (29) 相談・指導記録簿 (令和 5 年10月4日作成) (30) 相談・指導記録簿 (令和 5 年10月6日作成) (31) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 7 月 6 日作成) (32) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 7 月27日作成) (33) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 7 月28日作成) (34) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 8 月 7 日作成) (35) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 8 月 9 日作成) (36) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 8 月10日作成) (37) 相談・指導記録簿 (令和 5 年 8 月31日作成) (38) 専用水道水道事務月報 (39) 専用水道水道事務月報 (令和5年9月分) (40) 専用水道水道月報 (令和 5 年6月9日收受) (41) 専用水道水道月報 (令和 5 年7月20日收受) (42) 専用水道水道事務月報 (令和 5 年10月6日收受) (43) 専用水道の水質管理について (44) 令和 5 年度専用水道管理講習会の開催について (45) 専用水道の布設工事の設計の確認及び通知について (46) 専用水道の状況報告について (変更) (47) 専用水道給水開始届 (48) 相談指導記録簿 (令和 5 年6月15日作成) (49) 相談指導記録簿 (令和 5 年6月29日作成) (50) 相談指導記録簿 (令和 5 年 7 月24日作成) (51) 相談指導記録簿 (令和 5 年 8 月 8 日作成) (52) 相談指導記録簿 (令和 5 年 9 月 7 日作成) (53) 相談指導記録簿 (令和 5 年 9 月 7 日作成) (54) 相談指導記録簿 (令和 5 年 9 月14日作成) (55) 専用水道水道事務月報 (令和 5 年 8 月 3 日收受) (56) 令和 5 年 9 月 6 日 研修・衛生教育実施報告書 (57) 専用水道衛生管理講習会の開催について (58) 相談指導記録簿 (令和 5 年 7 月13日作成) (59) 専用水道管理講習会開催結果	2040	1	1	1							1	1		(第7条第2号) 個人に関する情報 (第 8 号 及び 第 9 号 に関する 情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する 情報を除く。) で特定の個人を識別することが できるもの (他の情報と照合することにより、 特定の個人を識別することができることとなる ものを含む。) 又は特定の個人を識別すること はできないが、公にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれがあるため (第7条第3号) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該 事業に関する情報であって、公にすることによ り、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争 上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が 損なわれると認められるため (第7条第4号) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜 査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全 と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実 施機関が認めることにつき相当の理由がある情 報のため (第7条第6号) 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公 共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又 は事業に関する情報であって、公にすることによ り、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (第7条第7号) 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受け て、公にしないとの条件で任意に提供した情報 であって、これを公にすることにより、その信 頼を不当に損なうことになると認められるため	保健医療局健康 安全部環境 保健衛生課	
43	R6. 1. 2	R6. 1. 15	1 ロタウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等。 2 ロタウイルスが、ヒトからヒトに感染するという科学的根拠、論文等。 3 ロタウイルスにより汚染された衣類等の次亜塩素酸消毒などによる処置が感染拡大防止に効果があるという科学的根拠、論文等。 4 ロタウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等。 5 ロタウイルスワクチンが安全であるという科学的根拠、論文等。				1									請求のあった文書については、作成及び取得していないため	保健医療局感 染症対策部防 疫課		
44	R6. 1. 2	R6. 1. 15	1 狂犬病ウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等。 2 狂犬病ウイルスが、ヒトからヒトに感染するという科学的根拠、論文等。 3 狂犬病ウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等。 4 狂犬病ウイルスワクチンが安全であるという科学的根拠、論文等。				1									請求のあった文書については、作成及び取得していないため	保健医療局感 染症対策部防 疫課		

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
45	R5. 11. 20	R6. 1. 19	東京都新型コロナウイルス感染者情報システムに関する以下の資料 議事録	8	1														保健医療局感 染症対策部医 療体制整備第 一課
46	R5. 11. 20	R6. 1. 19	東京都新型コロナウイルス感染者情報システムに関する以下の資料 起案書、契約書、各所計画書と報告書（テスト、月報）、設計書、各種マニュアル	201		1						1	1		1			(第7条第3号) 公にすることにより、類似事業に係る事業者の 見積額が類推可能となり、事業者の競争上又は 事業運営上の地位が損なわれると認められるた め (第7条第4号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の防止 に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条第6号) 都民の重要な個人情報や病院の法人情報を含む システムの設計図等を示唆するものであり、万 が一、設計図等システムの詳細が公になること により、それらの情報が流出した場合の損害が 膨大であり、都民からの信用問題に関わるほ か、都のネットワークへの影響も考えられるた め。	保健医療局感 染症対策部医 療体制整備第 一課
47	R5. 11. 20	R6. 1. 19	東京都新型コロナウイルス感染者情報システムに関する以下の資料 基本構想、先行事例集、審査会結果報告、提案書、各所計画書と報告書（アクセシビリティ、広報、作業・業務の実施）、課題管理表、フロー、体制				1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得 しておらず、対象文書が存在しないため	保健医療局感 染症対策部医 療体制整備第 一課